

一般競争入札(事後審査型)における一抜け方式について

1 落札者決定方法について

一抜け方式の案件については、開札予定時刻の早い案件順に落札者を決定します。

一連の入札において、先に落札者となった業者の入札書は、以降の入札では無効となり、落札者となることはできません。

一抜け方式における一部の入札が不調又は不落等によって落札者が決定しない場合、落札者が決定しない入札を初度の開札順から除き、別の公告又は指名通知によって後日行うことがあります。

この場合、それぞれの入札に係る落札者又は契約者は後日行う入札の落札者になることができません。

2 落札候補者決定方法について

予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設けた場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）で最低価格をもって入札を行った者を第一順位の落札候補者とします。

また、落札者決定までの日数を短縮するため、本案件より先に開札した案件がある場合は、先に開札した案件の落札者を決定する前から本案件の入札参加資格審査を行います。

この場合、本案件の入札参加資格審査の対象者は当該入札の開札時点で落札者になる可能性が最も高い者を第一順位の落札候補者とします。

このため入札参加資格審査の対象者は、本案件より先に開札した入札の落札者決定の結果によっては第一順位の落札候補者でなくなる場合があることを予め承知して入札参加資格審査に必要な資料を提出してください。

3 落札候補者となったとき

第一順位の落札候補者は、入札参加資格確認に必要な資料（「落札候補者となったときの提出書類について」参照）を、指定された日時までに業務課窓口を持参してください。

4 落札候補者がいないとき（再度の入札の実施について）

入札の結果、落札候補者がいない場合は、再度の入札を電子入札により、原則として当日実施します。

なお、先行する案件の落札候補者が決定するまで、後続の案件の開札は延期されます。

5 再度の入札でさらに落札候補者がいないとき

随意契約により見積合わせを実施する場合は、開札後すみやかに電子入札システムにより見積依頼します。

6 落札者となったとき

落札者決定後、落札者にはその後の手続きについて当市からご連絡いたします。

※開札時刻には恐れ入りますが待機をお願いします。（作業状況等により遅延することがありますがご了承ください。）